

( 資 料 提 供 )

令和4年8月10日

健康福祉部企画調整室次長 石原

TEL 076-225-1412 (内線 4020)

( 県の受付窓口、振込について )

出納室出納課長 谷野

( TEL 076-225-1555 (内線 5410) )

## 義援金の受付窓口の設置について

令和4年8月大雨で被災された方々を支援するため、義援金の受付窓口を8月12日(金)から下記のとおり設置します。

### 1 受付窓口

- ・義援金の受付は、県庁行政庁舎3階の出納室で行います。
- ・なお、県庁行政庁舎1階総合案内にも募金箱を設置します。
- ・このほか、東京事務所、大阪事務所、小松県税事務所、中能登総合事務所、奥能登総合事務所にも受付窓口・募金箱を設置します。
- ・受付時間は、平日の9:00～17:00です。

### 2 義援金の振込先

#### (1) 銀行口座

受取人口座名義	振込先銀行名	口座番号
石川県8月大雨災害義援金	北國銀行 県庁支店	普通預金 024206

- ・北國銀行各店の窓口、ATM、インターネットバンキングでの振込・振替は、8月12日(金)から手数料が免除されます。
- ・全国地方銀行協会加盟金融機関の窓口での振込・振替は、8月15日(月)から手数料が免除されます。(ATM、インターネットバンキングでの振込・振替は手数料がかかりますのでご注意ください。)
- ・上記以外の金融機関からの振込・振替は手数料がかかりますのでご注意ください。

#### (2) ゆうちょ銀行及び郵便局

加入者名	記号番号
石川県8月大雨災害義援金	00130-5-674265

- ・全国のゆうちょ銀行及び郵便局の窓口での振込・振替は、8月12日(金)から手数料が免除されます。
- ・ATM、インターネットバンキングでの振込・振替は、手数料がかかります。

ますのでご注意ください。

### 3 義援金の取扱い

- ・ 受付は令和4年8月12日（金）から開始します。
- ・ お預かりした義援金は、関係団体等で構成される石川県災害義援金配分委員会により配分基準等を決定し、市町を通じて被災者の皆様にお届けします。
- ・ 義援金は、8月12日以降の県が発行する現金領収証書又は義援金振込口座への振込金受取書（受領書）をもって寄附金控除及び損金算入できます。

### 4 その他

- ・ このほか、日本赤十字社石川県支部及び石川県共同募金会でも義援金を受け付けています。

#### （1）日本赤十字社石川県支部

受付は令和4年8月12日（金）から開始します。

振込口座等詳細については、8月12日（金）に日本赤十字社石川県支部ホームページで公表します。

<https://www.jrc.or.jp/chapter/ishikawa/>

#### （2）石川県共同募金会

受取人口座名義	振込先銀行名	口座番号
社会福祉法人石川県共同募金会 8月大雨災害義援金	北國銀行 県庁支店	普通預金 024222

- ・ 北國銀行各店の窓口、ATM、インターネットバンキングでの振込・振替は、8月12日（金）から手数料が免除されます。
  - ・ 全国地方銀行協会加盟金融機関の窓口での振込・振替は、8月15日（月）から手数料が免除されます。（ATM、インターネットバンキングでの振込・振替は手数料がかかりますのでご注意ください。）
  - ・ 上記以外の金融機関からの振込・振替は手数料がかかりますのでご注意ください。
  - ・ 今後、ゆうちょ銀行についても振込口座を開設予定であり、口座開設が完了しましたら、石川県共同募金会のホームページで公表します。  
<http://akaihane-ishikawa.or.jp/>
- ・ 義援金の集計額は、8月19日（金）までは毎日（※1）、以降は毎週（※2）県ホームページ及び報道機関資料提供で公表します。
    - ※1 前日受付分を翌日公表（休日の場合は翌営業日）
    - ※2 前週受付分を翌週月曜日公表（休日の場合は翌営業日）